



# 学校法人 大阪中華学校

## 2026 年度 新入生入学に関する注意事項

### 【保存版】

#### <目次>

#### <ページ番号>

◆ 幼稚部入園のしおり	-----	3
◆ 小学部入学のしおり	-----	4
◆ 中学部入学のしおり	-----	6
◆ 給食	-----	7
◆ 学校各種規定および注意事項	-----	8
◆ 小学部 制服規定	-----	10
◆ 小学部 服装・身だしなみ規定	-----	11
◆ 中学部 制服規定	-----	12
◆ 中学部 服装・身だしなみ規定	-----	13
◆ 登下校に関する規定事項	-----	14
◆ 登下校時の送迎について	-----	14
◆ 学童保育の詳細	-----	15
◆ 天候不良による臨時休校の措置について	-----	16
◆ 生徒会 秩序チェック基準	-----	17
◆ 学生管理規則	-----	18
◆ 欠席届	-----	22
◆ 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書	-----	23



〒556-0012 大阪市浪速区敷津東1丁目8番13号

06-6649-6849

06-6649-3655

06-6649-3654

(教職員室)

(校長室)

(FAX)

<https://www.ocs.ed.jp/> e-mail:ocs@ocs.ed.jp



幼稚部 新入生の保護者の皆様へ

## 入園のしおり

大阪中華学校

この度はご入学おめでとうございます。

本校では、入学後のはじめの二週間は「決まりのトレーニング」期間としております。お子様により習慣を身につけさせるために、ご家庭にもご協力いただいております。入学のご準備についても合わせて記してありますので、なにとぞ宜しく願い申し上げます。

入学式 2026年4月3日(金)

午前9時半～12時(8時40分～9時の間にお越しください。)

持ち物：かばん・上靴

始業式 2026年4月6日(月) 8時20分登校(11時30分下校予定)

入学後 4月7日(火)より通常授業が始まります(昼食要ります)。

<普段登校時間>

8:20～8:45

<下校時間>

14:10(14:10～安親班)

<半日保育時の下校時間>

12:10(午後停課時)

<用意するもの>

- ・上履き・上履き袋
- ・うがい用コップ
- ・お弁当箱・食器・水筒・ランチョンマット
- ・歯ブラシ
- ・着替え一式(下着を含む。濡れた場合のための替え)
- ・学校指定のかばん
- ・ハンカチ・ティッシュ

◎ 保育時間の設定

午前：3コマ 午後：1コマ(お昼寝・読み聞かせ)

11:35 昼食

13:45 おやつ

昼食について

- ・学校でお弁当を温められます。弁当箱をご購入の際は、耐熱製のものをお選びください。
- ・弁当を用意できない場合は、給食を申し込むことができます。

小学部 新入生の保護者の皆様へ

## 入学のしおり

大阪中華学校

この度はご入学おめでとうございます。

本校では、入学後のはじめの二週間は「決まりのトレーニング」期間としております。お子様によい習慣を身につけさせるために、ご家庭にもご協力いただいております。入学のご準備についても合わせて記してありますので、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

入学式 2026年4月3日(金) 午前9時半～12時(8時40分～9時の間にお越しください。)

持ち物:ランドセル・上靴

服装:制服 男子:上着ブレザー、シャツ、ネクタイ、長(半)ズボン、靴下(学校指定)、制帽  
女子:上着ブレザー、ブラウス、リボン、スカート、靴下(学校指定)、制帽

始業式 2026年4月6日(月) 8時20分登校(11時30分下校予定)

入学後 4月7日(火)より通常授業が始まります(昼食要ります)。

### 登下校について～校時予定表

校 時	時 間
登校	8:00～8:20
朝の会・学習	8:20～8:45
第1校時	8:50～9:35
第2校時	9:45～10:30
第3校時	10:40～11:25
第4校時	11:35～12:20
給食・昼休み	12:20～13:15
第5校時	13:15～14:00
小1～2 帰りの会	14:00～14:10
幼班～小2下校	14:10
第6校時&小1～2 クラブ活動	14:10～14:55
全校清掃、小3～4帰りの会	14:55～15:10
小3～4下校	15:10
第7校時&小3～4クラブ活動	15:15～16:00
小5～中3帰りの会	16:00～16:10
小5～中3下校	16:10
第8校時&小5～中3クラブ活動	16:15～17:00
全校生徒下校	17:15

\*入学式当日学生証(兼通学証明書)を発行します。

\*半日の場合は 12:10まで(校時調整)。

\*始業/終業式は 11:30まで

\*お迎えの方は上記の時間に多目的ホールにてお待ちください。

\*絶対道路へ突然飛び出さず、学校を出入りするときは必ず左右を確かめること。

ご入学までにできるようにしていただきたいこと

- ・ 漢字で表記された自分の名前が読めること。
- ・ 自分で洋服の脱ぎ着ができる。また、脱いだ服をたためる。
- ・ 脱いだ靴や靴下、身の回りのものを使ったついでに自分で整理できる。
- ・ 歯磨き、洗顔、トイレは自分でできる。
- ・ ハンカチ・ちり紙や学用品などを自分で準備できる。
- ・ 早寝早起きする。
- ・ 毎日かならず朝食を摂る。
- ・ 良質なテレビ番組を選んで見る(時間も毎日1時間を限度としてください)。
- ・ お友だちと仲良く遊べる。
- ・ 危険なところで遊ばない。
- ・ 人の言うことが聞けて、自分の言いたいことも伝えられる。
- ・ 「はい」とはっきり返事ができる。
- ・ 自分の名前、お父さんやお母さんの名前、住所、電話番号、学校の名前が言える。
- ・ 知らない人が声をかけても、きっぱり無視すること。
- ・ 交通ルールを守る
  - ☆ 乗車でも、徒歩でも常に安全に注意すること。
  - ☆ 信号を守ること。いつも交通安全を心がけること。

学用品について

#### 1. 学校一括購入分

- ・ 教科書・副教材・ノート類
- ・ 制服・体操服・赤白帽
- ・ お道具箱・収納ケース・連絡用ファイル
- ・ トートバッグ(学校贈呈)
- ・ 初心者用鉛筆1ダース(校友会贈呈)

#### 2. ご家庭で準備していただくもの

\*お子さんが文房具類を遊び道具にせず、授業に集中できるようにするためにも、なるべくシンプルなものをご用意ください。

- ・ ランドセル(色自由)・クレヨン・色鉛筆(12~24色)・はさみ・スティックのり(大)・筆入れ・鉛筆5本。
- ・ 赤鉛筆・油性ネームペン(黒)・定規(15cm)・消しゴム・下敷きなど。
- ・ 上履き(無地・白色限定。体育館シューズと兼用できるもの)・上履き用巾着袋。
- ・ 通学用運動靴(白色)

\* すべての持ち物に名前を書いてください。

昼食について

- ・ 学校でお弁当を温められます。耐熱製のものをお選びください。やけど防止のため、巾着袋を用意してください。
- ・ 弁当を用意できない場合は、給食を申し込むことができます。
- ・ 毎日食具、ハンカチ(シート)を持ってきてください。

## 中学部 新入生の保護者の皆さんへ

### 入学のしおり

大阪中華学校

皆さんはいよいよ新しい学習段階へ進み、同時に大きく成長する時期を迎えます。中学部では、これまでより内容の深い授業に取り組むことになり、また心身ともに急速に成長する思春期へと入っていきます。

今まで経験したことのない多くの挑戦に向き合うことになるでしょう。

まずは、自分の学習環境をよく知り、新しい学校生活に適應することが最初のチャレンジです。

皆さんが師長と共に協力しながら、一步一步新たな人生のステージへ進んでいくことを期待しています。

入学式	4月3日(金)	午前9:30~12:00	(学生活動センター3階)
		登校時間	:8:40~9:00
		持ち物	:通学カバン、上履き
		服装	:学校指定制服
始業式	4月6日(月)	午前8:20	登校(11:30下校予定)
始業後	4月7日(火)	より	通常授業を開始します。
		給食を申し込んでいない場合は、	お弁当をご持参ください。

#### ◆ 校時予定表

校時	時間
登校時間	8:00~8:20
朝の読書・朝学習	8:20~8:45
第1校時	8:50~9:35
第2校時	9:45~10:30
第3校時	10:40~11:25
第4校時	11:35~12:20
昼食・昼休み	12:20~13:15
第5校時	13:15~14:00
小1~小2 学級活動・終礼	14:00~14:10
幼~小2 下校	14:10
第6校時 & 小1~小2 課外活動	14:10~14:55
全校清掃・小3~小4 学級活動	14:55~15:10
小3~小4 下校	15:10
第7校時 & 小3~小4 課外活動	15:15~16:00
小5~中3 学級活動・終礼	16:00~16:10
小5~中3 下校	16:10
第8校時 & 小5~中3 課外活動	16:15~17:00
全校生徒 完全下校	17:15

#### ◆ その他の連絡事項

- 入学式当日に 学生証(通学証明書兼用) を発行します。
- 午後が休校の場合は、12:10 下校(校時繰り上げ) となります。
- 保護者の皆様がお迎えに来られる場合は、指定の並び場所で時間厳守のうえお待ちください。
- 絶対に突然道路へ飛び出さないこと。校門の出入りの際は、左右の車の往来を必ず確認してください。

# 給食

(株)リッチ提供

・当校では希望者に対して給食の弁当の手配を行っています。



安心・安全はもとより、子供たちの発育に大切な栄養バランスがとれたメニューをご用意しています。おかずだけで2段のボリュームが人気の法人様向けのお弁当箱はオリジナル品。「汁もれしにくい設計」「そのままレンジで温め可能」などお客様のご要望に応じて、様々な工夫をしています。「よそとはちがうおべんとう」を目指し、お弁当づくりに精進いたします。

徹底した衛生管理で、「安心・安全」をお約束。HACCPの考え方に基づいた自社工場での調理を行い、施設設備から製造過程において、総合的に衛生管理を行っています。また外部機関による安全検査や講習を定期的を実施することで、第三者視点でのチェックも強化しています。



((株)リッチ ウェブサイトより)



(小) 300円/食  
(低学年向け)  
ご飯:約 110g



(大) 450円/食  
(高学年以上向け)  
ご飯:約 240g

## 《申し込み方法》

- ・学期分の申し込みとなります。
- ・給食代は所定のゆうちょ銀行の口座から引き落としいたします。

# 大阪中華学校 各種規定および注意事項

## 一、課外活動および放課後指導について

### (一) 課外活動

#### 1. 運動系：

・舞獅（中学男子必修）・球技（中学部）・卓球（小学5・6年）・武術（小学1年）

#### 2. 芸術・文化系：

・リトミック・ダンス（小学2～6年、中学女子必修）・バンド（中学部）・中国民族音楽（小学3年～中学3年）・美術クラブ（小学5年～中学部）

### (二) 放課後指導

1. 幼稚班～小学校部の児童は、放課後に「安親班（学童保育）」へ参加できる。
2. 語学能力の強化が必要な生徒は、学校が定期的に開設する語学補習クラスに参加できる。
3. 中学1・2年生は校外模擬試験に各1回参加し、中学3年生は6回以上参加する。
4. 中学部は毎週土曜日の午前中に進学対策授業を実施する。

## 二、一般規範

1. 大阪中華学校の学生は、学校が行う各種集会・活動に積極的に参加する義務を有する。
2. 決められた時間・チャイムに従って行動し、「時間を守る」習慣を身につける。
3. 教員に会った際は挨拶をし、相談や会話の際は姿勢を正し、手をポケットに入れたり、周囲を見回したりしてはならない。
4. 貴重品・危険物・不適切な書籍・雑誌・漫画・ゲーム機を学校に持ち込まないこと。他人の物を欲しがらず、拾得物は速やかに本人へ返却するか学務処へ届ける。
5. 生徒同士は互いに尊重し、友愛・協力の精神をもつこと。暴言・暴力は禁止。情状重大な場合は懲戒の対象となる。
6. 校内外で脅迫・恐喝・金銭要求などを受けた場合は、速やかに教員・保護者に報告する。
7. 校内に不審者や生徒に危害を及ぼす人物を発見した場合は、直ちに教員へ報告する。
8. 教員の許可なく他クラスの教室へ入ることはできない。各種事務室へ入る場合、必ずドアの外で「報告します」と声をかけ、許可を得てから入室すること。
9. 校門・フェンスの乗り越えは禁止。学校滞在中に校外店舗へ飲料・弁当を買いに行くことも禁止する。
10. 喫煙・飲酒・薬物・賭博など、あらゆる不良習慣を禁止する。不健全な娯楽施設への出入り、不良集団への加入も禁止する。
11. 男女生徒は互いに尊重し、身体への接触は一切禁止する。
12. 校内での携帯電話使用は禁止。使用が必要な場合は教員へ申し出て、職員室内のみ可とする。
13. 菓子類・スナック・炭酸飲料などの持ち込みは禁止する。
14. 生徒に関するすべての規定は「大阪中華学校学生賞罰規定」に基づき実施する。
15. 教室・廊下・階段での走行・ふざけ行為・危険行動は禁止する。

## 三、教室規範

1. 上課チャイムが鳴ったらすぐ教室に入り、授業後は次の授業の教科書・教材を準備する。
2. 教室内の公共物は大切に扱い、破損した場合は担任へ報告し、必要に応じて弁償する。
3. 朝会・国旗掲揚・週会には、正しい態度で参加し、無断欠席をしてはならない。
4. 専科教室での授業・屋外活動・下校時には、教室の窓・電灯・電源を必ず切ること。

#### 四、整潔規範

##### (一) 環境整潔

清掃時は迅速かつ丁寧に行い、大声で騒いだり、机や椅子・ガラスなどを破損してはならない。

1. 紙くず・果皮・ゴミのポイ捨て禁止。自ら積極的にゴミ拾いを行う。
2. ゴミの分別を徹底し、資源回収を心がけ、感謝・節約の生活習慣を身につける。

##### (二) 服装・儀容

1. 服装：制服・運動服・上履き・付属品はすべて学校指定のものを着用する（服装儀容規定に準ずる）。
2. 身だしなみ：
  - (1) 頭髮：男子は眉・耳を覆わない。女子は肩より長い場合は必ず結ぶ。髪は常に整え、染髪・パーマ・整髪料、奇抜なスタイル（ツンツン頭、彫り込みなど）を禁止。
  - (2) 爪は短く切りそろえる。男子はひげを生やさない。女子は化粧・マニキュア禁止。  
かばん：学校指定の通学かばんを使用し、落書き・改造は禁止する。

#### 五、食事規範

1. 食事中に歩き回ったり、立ったまま食べることを禁止する。
2. 走廊・教室以外の場所での飲食は禁止する。

#### 六、校門出入規範

1. 登下校は指定時間を守り、許可なく外出してはならない。
2. 登校時間は 8:00～8:20 とし、8:20 以降の入室は遅刻とする。
3. 在校中に体調不良や用事で帰宅する場合は、担任の許可を得て学務処へ届け出た後、下校する。
4. 欠席の場合は必ず正式な手続きにより届け出ること。無届は「無断欠席」とする。

#### 七、欠席・欠席届規定

1. 請假の種類：病欠、事欠、特別休暇。
2. 請假方法：請假單を正確に記入し、保護者・担任・主任または校長の承認を得る。
3. 請假期限および規定：
  - a. すべての請假は 3 日以内に手続き完了すること。・1 日以内：担任承認・2 日以内：学務主任・教務主任承認・3 日以上：教頭・校長承認
  - b. 事欠は事前申請必須。病欠はまず電話で担任に連絡し、3 日以内に証明書類とともに正式手続きすること。

#### 八、交通安全規定

1. 安全確保のため、自転車登校は禁止する。
2. 歩行中は交通ルールを守り、携帯電話を使用しない。

#### 九、学生会

1. 名称：大阪中華学校学生自治会
2. 設立：2005 年 4 月
3. 目的：学生自治の精神を育成し、学校と生徒間の円滑なコミュニケーションを促進し、良好な学習環境をつくること。
4. 構成：小 5～中 3 まで、各クラスから 2 名が代表として参加。

#### 十、その他の活動について

1. 学校が行う各種活動は団体生活・社会教育の一環であり、無断欠席は「重大集会不参加」として懲戒の対象とする。
2. 小 6 修学旅行費は小学 4 年から、中 3 修学旅行費は中 1 から積み立て開始し、途中で転・退学した場合は納入金を全額返還する。
3. 年間活動は行事暦に基づく。変更がある場合は別途案内する。
4. 活動情報・写真は学校ウェブサイト (<https://www.ocs.ed.jp/>) に掲載する。

## 大阪中華学校 小学部 制服着用規定

### (一) 小学校部 男子の着用規定

#### 1. 制服

夏季：指定半袖シャツ、半ズボン、校帽（指定帽子）、校章入りソックス、運動靴（白色）

冬季：指定長袖シャツ、長ズボン、制服外套（ジャケット）、校帽（指定帽子）、ネクタイ（指定）、校章入りソックス、運動靴（白色）

#### 2. 運動服

夏季：指定半袖運動シャツ、指定運動短パン、校章入りソックス、運動靴（白色）

冬季：指定長袖運動用ジャケット、指定長袖運動シャツ、指定運動用長ズボン、校章入りソックス、運動靴（白色）

### (二) 小学校部 女子の着用規定

#### 1. 制服

夏季：指定半袖シャツ、プリーツスカート、校帽、校章入りソックス、運動靴（白色）

冬季：指定長袖シャツ、プリーツスカート、制服外套（ジャケット）、校帽（指定帽子）、リボン（学校指定）、校章入りソックス（学校指定）、運動靴（白色）

#### 2. 運動服

夏季：指定半袖運動シャツ、指定運動短パン、校章入りソックス、運動靴（白色）

冬季：指定長袖運動用ジャケット、指定長袖運動シャツ、指定運動用長ズボン、校章入りソックス、運動靴（白色）

### 小学部制服



## 小学校部 服装および身だしなみ規定

### 一、目的

学生が整然・清潔・簡素・質素な良好な生活習慣を身につけ、学生としての本分を自覚し守ることを目的とする。

### 二、基準

#### (一) 服装に関する規定

1 登校時は必ず本校指定の制服（制式服）を着用すること。特別な指示がある場合を除き、私服での登校・入校は認めない。

2 本校指定の服装は「制服」および「運動服」とする。

3 制服・運動服は、上下一式を同種類で着用し、混合して着用してはならない。

4 制服・運動服は原則として本校指定の購入品を着用すること。指定外の同型品の着用は認めない。

5 制服の上衣はすべてのボタンを留め、裾はズボンの中に入れること（下着も同様）。

6 女子のスカートは、起立時に膝が隠れる長さを原則とする。

7 衣替えは学校の統一指示に従うこと。移行期間中は天候に応じて着脱可とするが、校服または紺色・黒色のベストやセーターに限る。冬季に気温が低い場合、紺色または黒色の無地の防寒コート（膝丈以内）、マフラー、手袋の着用を可とするが、校内では脱ぐこと。女子は黒色の防寒タイツ着用を可とする。

8 上履きは本校指定の色と形に従うこと。運動靴は運動に適したものとし、白色を基調とした単色の縁取り程度は可とする。厚底シューズ、キャンバス靴、ローラーシューズ、サンダルは不可。

9 靴下は本校指定の校章入りソックスのみ可とする。

10 衣服は清潔に保ち、しわのない状態で着用すること。ボタンが外れた場合は速やかに補修し、破れは縫い直すこと。

11 夏休み・冬休み・休日の登校、清掃、校内活動参加時も、服装規定は平時と同様に適用する。

12 かばんは機能的で簡素・質素なデザインのものとする。

13 制服・上履き・かばんを汚損・落書きしてはならない。

14 特別な事情がある場合は、学校が状況に応じて判断する。

#### (二) 髪型に関する規定

1. 男子前髪は眉にかからない長さとする。染髪・パーマは禁止。もみあげを伸ばしすぎない（耳にかからない）。坊主頭は禁止。整髪料の使用や濡れ髪は禁止。常に整然・清潔を保つこと。

2. 女子染髪・パーマは禁止。前髪が目にかからないよう整えること。髪留め・ヘアバンド・髪飾りは黒または紺に限り、長さ・大きさは5cm以内とする。整髪料の使用や濡れ髪は禁止。髪型・髪の長さは自由だが、肩より長い場合は必ず一つ結びまたは三つ編みにすること。

#### (三) 身だしなみに関する規定

1. 爪は短く清潔に切りそろえ、マニキュアは禁止。化粧品の使用も禁止とする。

2. 男子は定期的に髪を整えること。

3. 校内・教室内では上半身裸になることや、スリッパ・サンダルの着用は禁止。

4. ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、透明ピアス等の装飾品はすべて禁止。

### 三、検査方法

1. 定期検査：毎週月曜日、各クラス担任が一斉点検を実施する。

2. 随時検査：

(1) 毎日の登下校時、当番教師および生徒会役員が検査を行う。

(2) 各種集会・集合時には、担任および学務処が検査し、即時に不備を是正させる。

3. 不合格の場合の処理：

- 検査不合格の場合、3日以内に再検査を受けること。

- 再検査を受けない、または再検査でも不合格、もしくは度重なる注意に従わない場合は、学務処が校規により処分を行う。

- 必要に応じて保護者を来校させ、指導のうえ改善が確認されるまで継続指導を行う。

## 中学部 制服着用規定

### (一) 中学部男子の着用規定

#### 1. 制服

夏季：指定半袖白シャツ、長ズボン、校章入りソックス、黒の革靴

冬季：指定長袖白シャツ、長ズボン、ブレザー（上着）、ネクタイ、校章入りソックス、黒の革靴  
※必要に応じて、指定ベスト・長袖セーター・冬季用コート等を追加着用可

#### 2. 運動服

夏季：指定半袖運動シャツ、運動短パン、校章入りソックス、運動靴（白色）

冬季：指定運動用ジャケット（長袖）、長袖シャツ、長ズボン、校章入りソックス、運動靴（白色）

### (二) 中学部女子の着用規定

#### 1. 制服

夏季：指定半袖ブラウス、プリーツスカート、ハイソックス（校章入り）、革靴（黒色）

冬季：指定長袖ブラウス、プリーツスカート、ブレザー、リボン、ハイソックス（校章入り）、革靴（黒色）

※必要に応じて、指定ベスト・長袖セーター・冬季用コート  
（紺色または黒の無地、膝丈以下）を追加着用可

#### 2. 運動服

夏季：指定半袖運動シャツ、長ズボン、校章入りソックス、運動靴（白色）

冬季：指定運動用ジャケット、長袖シャツ、長ズボン、校章入りソックス、運動靴（白色）

中學部制服

冬季制服

夏季制服



# 大阪中華学校 中学部 服装・身だしなみ規定

一、目的：本規定は、学生が整然・清潔・簡素・質素な良好な生活習慣を身につけ、学生としての本分を自覚し守ることを目的とする。

## 二、基準

### (一)服装に関する規定

1. 登校時は必ず本校指定の制服・校服を着用すること。特別な指示がある場合を除き、私服での登校・入校は禁止する。
2. 本校指定の服装は「制服」および「運動服」とする。
3. 制服・運動服は上下一式を同種類で着用し、混合して着用してはならない。
4. 制服・運動服・付属品は原則として本校指定の購入品を使用すること。指定外品の着用は認めない。
5. 制服の上衣はすべてのボタンを留め、冬季は上衣の裾および個人の下着類もズボンの中に入れること。
6. 女子のスカートは、起立時に膝が隠れる長さを原則とする。
7. 衣替えは学校の統一指示に従う。移行期間中は天候に応じて着脱可とするが、校服または紺色・黒色のベストやセーターに限る。冬季に気温が低い場合は、紺色・黒色の無地の防寒コート（膝丈以内）、マフラー、手袋を着用してよいが、校内では脱ぐこと（女子は黒色の防寒タイツ着用可）。
8. 上履きは本校指定の色と形に従うこと。運動靴は運動に適したものとし、白色を基調に単色の縁取り程度は可とする。厚底シューズ、キャンバスシューズ、ローラーシューズ、サンダル等は禁止する。
9. 靴下は、本校指定の校章入りソックスのみ着用可とする。
10. 衣服は清潔に保ち、しわのない状態で着用すること。破損部分は補修し、ボタンが取れた場合は速やかに縫い直すこと。
11. 夏休み・冬休み・休日の登校、清掃、校内活動参加時、服装・身だしなみの規定は平常授業時と同様に適用する。
12. 通学かばんは本校指定のものを基本とし、二つ目のかばんを使用する場合は、濃色で簡素なデザインのものに限る。
13. 制服・上履き・かばんへの落書き・汚損・破損を禁止する。
14. 特別な事情がある場合は、学校が状況に応じて判断する。

### (二)髪型に関する規定

1. 男子前髪は眉にかからない長さとする。染髪・パーマは禁止。もみあげは伸ばしすぎず、耳を覆ってはならない。丸刈り・極端な刈り上げは禁止。整髪料の使用、髪を濡らして整える行為は禁止。常に整然・清潔な状態を保つこと。
2. 女子染髪・パーマは禁止。前髪が目にかからないよう整えること。髪留め・ヘアバンド・髪飾りは黒または紺に限り、サイズは5cm以内とする。整髪料の使用、髪を濡らして整える行為は禁止。髪型・髪の長さは自由だが、肩より長い場合は必ず一つ結びまたは三つ編みにすること。

### (三)身だしなみに関する規定

1. 爪は短く清潔に切りそろえること。マニキュアは禁止。口紅、アイシャドウ、香料入り化粧品、その他の化粧品類の使用を禁止する。
2. 男子はひげを定期的に整えること。
3. 校内および教室内での上半身裸、サンダル・スリッパ等の着用は禁止する。
4. ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、透明ピアス等の装飾品は一切禁止する。

## 三、検査について

1. 定期検査：毎週月曜日、各クラス担任が一斉点検を実施する。
2. 平時検査：
  - (1) 毎日の登下校時、当番教師および生徒会役員が検査を行う。
  - (2) 各種集会・集合時には担任および学務処が検査し、不備があればその場で是正させる。
3. 不合格の場合の処理：
  - 不合格の場合は3日以内に再検査を受けること。再検査を受けない、または再検査でも不合格、あるいは度重なる指導に従わない場合は、校規に基づき処分を行う。必要に応じて保護者へ連絡し、改善が確認されるまで協同で指導を行う。

## 登下校について

生徒の安全を確保するため、指定時間帯に登下校するようにお願いします。また、以下のルールをお守りくださいますよう宜しくお願いします。

1・定められた時間に登下校してください。

登校時間 ①幼班 8時20分～8時45分 ②小学生、中学生 8時00分～8時20分

下校時間 ①幼班、小一、小二 14時10分 ②小三、四 15時10分 ③小五以上 16時10分

また、校庭安全管理の配慮と児童生徒の独立性を養うために、保護者様が登下校を送迎の際、学校や教室に入らないようにお願いします。

2・登下校集団の移動ルートに影響しますために、校門付近の臨時駐停車（迷惑駐輪を含む）はご遠慮ください。

3・下校後の居残りは安親班に参加してください。

学校の空間は限られています、安親班以外の居残りは認めません。安全の配慮や他の授業を防がないため。

4・学校および先生にご用件がある場合は教室に入らず、職員室までお越しいただきますようお願いいたします。また、お子様に校門「開錠ボタン」を押させないでください、構内にいる生徒にも校門を開けさせないようにしてください。（生徒が校外へ出てしまったり、不審人物が入ってしまったたりすることを防止するため。）

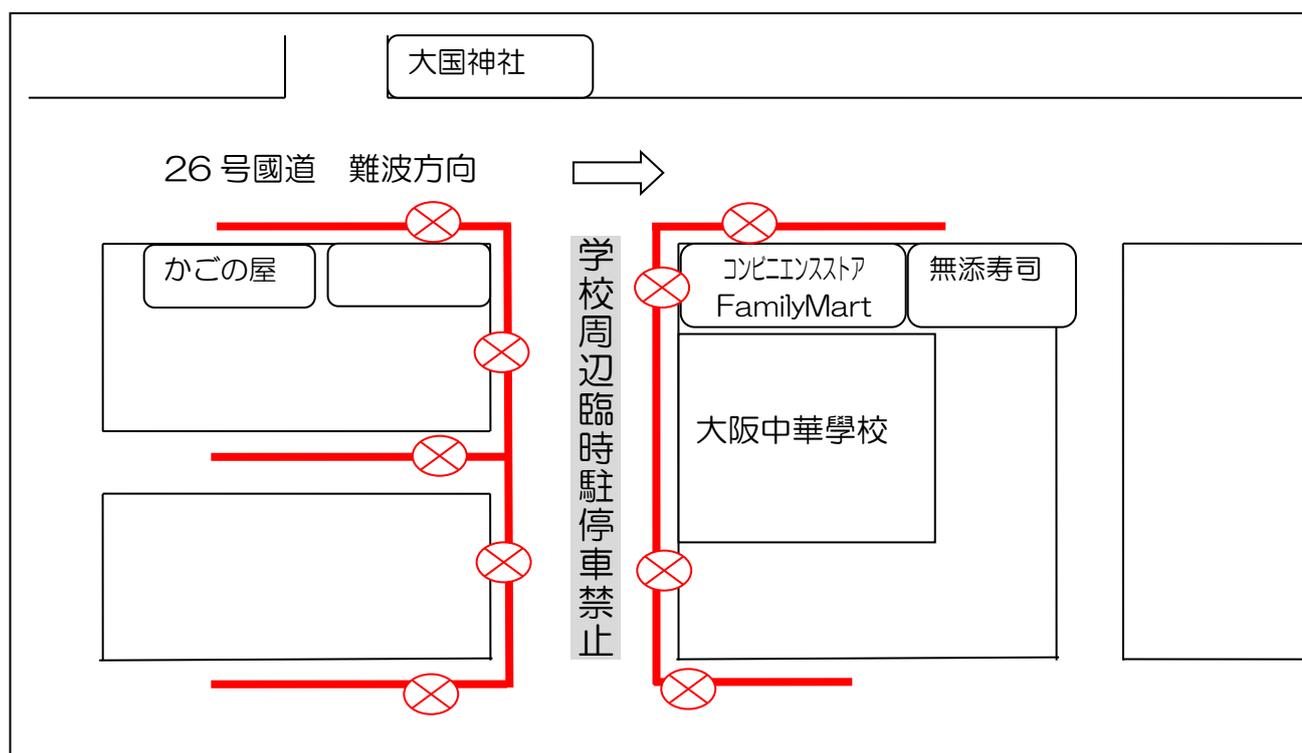
たくさんのルールは、ご不便をおかけすることもあるかと思われまます。しかし、それもお子様の安全確保のためですので、ご理解のうえご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

## 登下校時の送迎について

朝登校&下校の時間帯に、学校周辺でのお子様の乗下車はお控え下さい。

この時間帯は車の通行が特に多く、お子様の乗下車は交通渋滞を招きます。また、停車により見通しも悪くなり、歩行者にも危険が及びます。

学校の正門付近における駐輪はご遠慮ください。なお、送迎の際には、真正面をさけて、正門の両脇でお待ちください。



# 学童保育の詳細

主旨:2009年12月1日より学童保育を開始します。

説明:1. 放課後も学校にとどまっている生徒の安全確保および校内安全管理の為  
2. 共働きの保護者のニーズにお応えして、放課後でも生徒が保護下に置かれるようにする為。

詳細:

## 1. 対象者

本校幼稚園・小学校に在籍している生徒。

## 2. 内容:学童保育(宿題の取り組み)

## 3. 場所:幼稚園・小1・小2・小3・小4 教室

## 4. 時間

### ① 通常登校日(全日)

1時間目 ~15時00分

2時間目 ~16時00分

3時間目 ~17時00分

### ② 変則日(試験日・半日・イベントの日等)

臨時参加:1時間目 ~13時00分

2時間目 ~14時00分

3時間目 ~15時00分

定期参加:~15時00分

## 5. 参加および申し込み方法

### ① 定期参加

毎日参加する。月単位のため日数を限定しない。事前に申込用紙に費用を添えて各クラス担任まで提出のこと。

### ② 臨時参加

時間通りにお迎えできない場合には連絡帳に書いていただくか、電話にてクラス・名前・参加日程と時間をご連絡ください。

## 6. 費用

① 定期参加の場合は毎月初日に当月分を申し込み、費用を納める。

参加時間	1時間目まで	2時間目まで	3時間目まで
費用	4,000円/月	8,000円/月	12,000円/月

② 臨時参加費用:1時間につき400円を翌月にまとめて納める(月末に参加時数を集計する)。

③ 予定参加時間を15分超えた場合には一律1時間とみなして400円の費用がかかる。

④ 17:00以降にやむを得ない理由で利用する場合、30分につき500円の費用がかかる。

## 7. 注意事項

① 時間通りに下校できない、またはお迎えできない場合は、自動的に学童保育に参加することになり、費用を請求する。

② 定期参加者の欠席については補講はなく、返金もいたしかねるのでご了承ください。

③ 授業または各種活動の必要上、教師の指示で学校に残る場合は参加する必要がない。

## 天候不良による臨時休校の措置について

「暴風警報」又は、「特別警報」が発令による非常事態の発生や発生のおそれのある場合の生徒の安全確保については、次のようになっておりますのでお知らせします。

### 1. 平日（月～金）

#### 【午前7時の判断】

・「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合 → 生徒は外出せず、自宅で待機してください。

#### 【午前8時の再判断】

- ・8時までに解除された場合 → 2校時（9:45～）より授業を開始します。
- ・8時になっても解除されない場合 → 当日は休校といたします。

### 2. 土曜中国語教室

・正午 12 時の時点で「暴風警報」または「特別警報」が解除されていない場合 → 当日休講といたします。

### 3. 大雨警報・洪水警報

- ・警報発令時も 通常通り登校 となりますが、路上の安全に十分ご注意ください。
- ・状況により、連絡網にて登校可否をお知らせする場合があります。

### 4. 授業中に「暴風警報／特別警報」が発令された場合

- ・天候状況を確認のうえ、授業続行または下校時刻の繰り上げを判断します。
- ・決定内容は 緊急連絡網にて保護者の皆さまへお知らせします。

◆生徒の安全確保のため、休校（休講）期間中は不要不急の外出を控えてください。

また、各クラスの連絡網をご確認ください。

◆休校に関するお問い合わせは、緊急時を除きお控えください。

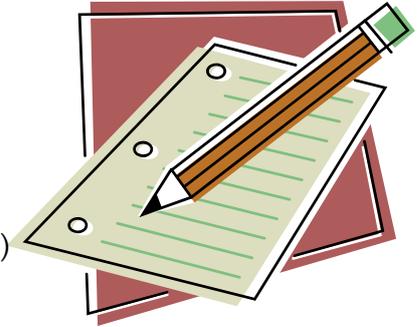
決定事項はすべて連絡網にてお知らせいたします。

### 警報対応一覧表

警報種類	判断時間	発令状況	対応
暴風／特別警報（平日）	7:00	発令中	外出禁止・自宅待機
暴風／特別警報（平日）	8:00 前に解除	—	2校時（9:45～）より授業
暴風／特別警報（平日）	8:00 時点で未解除	—	休校
暴風／特別警報（中国語教室・土曜）	12:00	未解除	休講
大雨・洪水警報	—	発令	通常登校（安全に注意）
授業中の暴風／特別警報	授業時間内	—	授業継続 or 早退（連絡網にて通知）

# 大阪中華学校生徒会秩序チェック基準

- 服装
- (1) シャツをズボンやスカートの内側に入れる。
  - (2) スカート丈をひざくらいにする。
  - (3) 腰パンはしない。
  - (4) どんなアクセサリーも着用しない（腕時計は除く。）
  - (5) 化粧しない（アイプチやカラコンも×。）
  - (6) 体操服での帰宅はしない。
  - (7) リボン・ネクタイを着用する。
  - (8) 派手な色でないマフラーを着用する。
  - (9) シャツは第一ボタンまでしめる。
  - (10) セーターは紺色を着用する。
  - (11) 靴下は学校指定品を着用する（男子も女子も）



- 頭髪
- (1) 肩より長ければ結う。（女子）
  - (2) 眉より短い前髪、横髪は耳たぶの長さまで。（男子）
  - (3) ワックスはつけない。
  - (4) 髪の毛は染めない、以前染めた部分は切る（本来の色に戻す）。

- 持ち物
- (1) 学校内や授業中携帯使用、無許可での使用しない。
  - (2) 漫画や雑誌を学校で読まない。
  - (3) 学校でMP3を使わない。
  - (4) ゲームを学校で遊ばない。
  - (5) 毛布は教室だけで使用する。

- その他
- (1) 制服で学校付近のコンビニには入らないこと。
  - (2) 自転車通学をしないこと。

以上

上記の事柄で 5 回以上チェックされた生徒は、反省文 800 文字を書いてもらいます。  
10 回以上チェックされた生徒は、校則の罰則に適用する。意見があれば、生徒会まで。

**みんな、守りましょうね！！**

大阪中華学校生徒会



## 大阪中華学校 学生賞罰実施要点

一、本要点は、中華民国教育部が公布した「教師の生徒指導および訓戒に関する辦法」ならびに、本校既存の学生賞罰規定に基づいて制定する。

二、本要点に基づき学生の行為を評価し賞罰を科す際には、下記の事項を総合的に審酌したうえで、賞罰の軽重を調整するものとする。

(一) 年齢 (二) 学年 (三) 動機および目的 (四) 態度および手段 (五) 行為が及ぼす影響 (六) 心身の状態 (七) 家庭環境 (八) 平素の生活態度および行動 (九) 初犯・累犯の別 (十) 行為後の態度および改善状況

三、学生の賞励および懲戒は、下記のとおりとする。

(一) 賞励 (ほうび) :

1. 嘉賞 (嘉獎)
2. 小功
3. 大功
4. 特別賞励
  - A. 公開表彰
  - B. 賞品または賞金
  - C. 賞状または記章

(二) 懲戒 (ちょうかい) :

1. 警告
2. 小過
3. 大過
4. 保護者または監護人による引取指導 (期間は学務処が情状により決定)
5. 心理相談・指導 (相談室による)
6. 校内観察 (留校察看)
7. 休学処分
8. 指導転校 (学習環境の変更)
9. 警察・司法機関への移送

四、嘉賞 (嘉獎) に該当する事由

1. 常に礼儀正しく、模範となる者。
2. 熱心に課外活動に参加し、優れた成果をあげた者。
3. 儉約・質素であり、模範となる者。
4. 拾得物を届け出た者 (価値が軽微なもの)。
5. 友人と協力し、模範となる行動を示した者。
6. 学校・クラスの事務に特に尽力した者。
7. 自主的に学校公共サービスを行った者。
8. 不正を告発し、事実と確認された者。
9. 友人を善導し、向上へと導く具体的な行為があった者。
10. 体育活動において優れたスポーツマンシップを示した者。
11. 公共物を大切に扱い、具体的な行動を示した者。
12. 生活態度・言動が以前より著しく改善された者。
13. 高齢者・弱者・障がい者を扶助した者。
14. 週記 (週報) を期限内に提出し内容も充実している者。
15. その他、嘉賞に相当する者。

#### 五、小功に該当する事由

1. 学校を代表して校外活動に参加し、校誉を高めた者。
2. 校外での生活態度・行為が優れ、具体的事実がある者。
3. 各種幹部として責任を果たし、成果が優れた者。
4. 公共物を守り、団体利益を損なわなかった者。
5. 課外活動の推進において優れた成果がある者。
6. 公益活動に熱心で、団体の利益向上に寄与した者。
7. 勇気ある行為により団体または生徒の權益を守った者。
8. 敬老扶幼の行為が優れ、具体的事実がある者。
9. 拾得物を届け出、その行為が模範となる者。
10. その他、小功に相当する者。

#### 六、大功に該当する事由

1. 父母に孝行し、師長を尊敬し、兄弟姉妹を友愛し、模範となる者。
2. 優れた提案をし、率先して実行し、校誉を高めた者。
3. 学校または同学を守り、特別な功績があり校誉を増した者。
4. 学校代表として校外活動に参加し、特に優れた成績を残し校誉を増した者。
5. 校外の各種奉仕活動で特に優れた成果をあげた者。
6. 拾得物が特に高価である場合に届け出た者。
7. その他、大功に相当する者。

#### 七、特別賞励に該当する事由

1. 三大功を累積した後、さらに大功に相当する事由を有する者。
2. 長期間にわたり孝順・尊師・友愛を実践し、具体的事実がある者。
3. 他者の重大な困難を解決するのを助け、表彰に値する者。
4. 特別な勇敢行為があり、同学の模範となる者。
5. 全校生徒の模範となる特別優れた行為がある者。
6. 重大な不正行為を告発し、事実と確認された者。
7. 徳・智・体・群の総合成績が特に優れている者。
8. その他、特別賞励に相当する者。

#### 八、警告に該当する事由

1. 校則違反で情状軽微な者。
2. 礼儀に欠け、注意後も改めない者。
3. 口論など、情状軽微な争いを起こした者。
4. 授業中に集中せず、注意後も改めない者。
5. 唾吐き・ゴミ投棄など、軽微な環境衛生違反者。
6. 机・ロッカーなどの整理整頓を怠る者。
7. 週記や作業を期限内に提出しない者。
8. 式典・集会中、態度が軽率で騒ぐ者。
9. 許可なく校外の人物と面会した者。
10. 行動が怠慢で、言動が軽浮な者。
11. 公共サービス・団体活動に消極的な者。
12. 拾得物を届け出ず、価値軽微な物を自己所有化した者。
13. 遅刻・早退・不規則な生活を注意後も改めない者。
14. 公共の場で秩序を守らず、騒ぐ者。
15. 公共物を損壊し、報告しない者。
16. その他、警告に相当する者。

#### 九、小過に該当する事由

1. 目上や同学を欺き、情状軽微な者。
2. 公共物を故意に損壊、または花木を折るなどの軽微な行為。
3. 団体秩序を乱す軽微な行為。
4. 試験規則に違反し、軽微な者。
5. 不適切な書籍・雑誌を携帯または閲読した者。
6. 公共衛生や団体観瞻を損ねる行為。
7. 無断外出、または越境して学校に出入りする者。
8. 言動が不適切で、注意後も改めない者。
9. 他人の郵便物を無断で開封した者。
10. 糾察隊・クラス幹部の指示に従わない者。
11. 幹部として責任を果たさず、活動を妨げた者。
12. 交通規則違反で情状軽微な者。
13. 校外重要集会を無断欠席した者。
14. ガム・菓子等を食べ、注意後も改めない者。
15. 常習的に欠席・遅刻・無断等を繰り返す者。
16. 有害書籍を閲読し、注意後も改めない者。
17. 図書資料を大量・不正に転写し、注意後も改めない者。
18. その他の知的財産権侵害で、注意後も改めない者。
19. 服装・身だしなみが規定に反し、注意後も改めない者。
20. 友人の喧嘩を煽り、止めもせず、報告しない者。
21. 授業中に携帯電話・MP3など電子機器を使用した者。
22. その他、小過に相当する者。

#### 十、大過に該当する事由

1. 不良集団を結成、または加入した者。
2. 同学を殴打し、または集団的な争いを行った者（軽微）。
3. 態度傲慢で、師長を誹謗した者。
4. 試験で不正行為を行った者。
5. 軽微な窃盗行為で、悔悟の情がある者。
6. 公共サービスを故意に回避し、他者に影響を及ぼした者。
7. 校外で騒乱を起こし、校誉を損ねた者。
8. 賭博、禁制品の吸食・注射を行った者。
9. 保護者の文書・印章を冒用または偽造した者。
10. 点呼簿・届出書など文書を改ざんした者。
11. 拾得物を届け出ず、価値高額な物を占有した者。
12. 飲酒・喫煙・檳榔を常習し、注意後も改めず安全を害する者。
13. 故意に言語・行動で他者を傷つけた者。
14. 行為不検で校誉を著しく損ねた者。
15. 校規に違反し、度重なる指導にも従わない者。
16. 校規違反で情状重大かつ悔悟の情のある者。
17. 危険物を携帯し、公共安全を脅かした者。
18. 犯罪傾向のある者と常習的に交際し、改善しない者。
19. 校内設備を故意に破壊、または掲示物を毀損した者。
20. 不適切な場所の出入りを行った者。
21. 越境して学校に侵入し、注意後も改めない者。
22. 試験・授業中に電子機器を使用し、犯意が重大な者。
23. その他、大過に相当する者。

十一、出席停止または留校察看に該当する事由

1. 校規違反を繰り返し、改善しない者。
2. 校外での違法行為により警察機関に送致された者、または起訴された者。
3. 徳行成績が「丁等」と評価され、学生事務会議の審議で「丙等」に変更された者。
4. その他、留校察看に相当する者。
5. 留校察看の期間は1年間とする。

十二、休学処分に該当する事由

1. 公衆衛生上問題のある身体疾患・精神疾患で、医師（公立病院）が休学を必要と認めた者。
2. 無断で登録期日を過ぎても登校しない者。
3. 学期開始時に理由をもって休暇を申請し、許可期間満了後3日以内に登録しない者。
4. 学期中の欠課（日・病・無断欠席を含む）が学期総数の1/2に達した者。
5. その他、休学を命ずることが適当と認められる者。

十三、指導転校に該当する事由

1. 上記の各項目に該当し、情状が重大である者。
2. 留校察看期間中に再度記過処分を受けた者。
3. 1年間で功過相殺後、三大過に達した者（後功は前過を相殺可、前功は後過の相殺不可）。
4. 校外の不良組織に加入し、累積三大過に達した者。
5. 政府法令に反し、情状重大な者。
6. 凶器の携帯、爆発物または凶器の製造を行った者。
7. 休学期間中の重大な校規違反で、校誉を損ねた者。
8. 徳行成績が「丁等」で、審議後も改善されない者。
9. その他、指導転校が適当と認められる者。

十四、全校教職員は学生の賞罰に関する参考資料を提供する権利と義務を有する。嘉賞・警告の処分は学務処が認定・公布し、担任に通知して指導を強化させる。小功・大功、および小過・大過については、学務処が相談室および担任の意見を付して校長に報告し、校長の認定・公布を経るものとする。

十五、学生の特別賞励は学務処が校長に上申し、校長の認定をもって行う。

十六、留校察看および指導転校の処分は、賞罰委員会の議決を経て、校長の裁決後に執行する。

十七、学生が校規に違反し、校誉または学級秩序に重大な影響を与えた場合は、校長の裁決を経て転校を命ずることができる。

十八、学生が在学中に受けた功過は累積して計算し、相殺することができる。離校時にはすべて消滅する。

十九、学生の賞罰は、随時事実を明記した文書により保護者へ通知する。

二十、本要点に規定されていない重大な校規違反については、担任会議を召集し、その決議を校長に上申して特別に処理する。

二十一、本要点は、学生賞罰委員会の核可を経て施行し、修正時も同様とする。



# 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)

生年月日 西暦 年 月 日 生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症  ( ) [治癒]

第2種感染症  インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

麻疹 [解熱後3日経過]  風疹 [発疹消失]  水痘 [すべての発疹の痂皮化]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]

百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

結核 [感染のおそれなし]  髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症  流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし]  腸管出血性大腸菌感染症(\*) (\* 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス

◆第3種その他の感染症 [①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

② アデノウイルス感染症

③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると思われるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・( )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん  
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛  
がんこな咳漱 唾液腺の腫大

その他の意見:

西暦 年 月 日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):

—大阪府医師会学校医部会作成(令和5年4月学校保健安全法改正に準拠)—

診察医師(診察した医師に限る):

—大阪府医師会学校医部会作成(平成24年4月学校保健安全法改正に準拠)—